

(案)

地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会傍聴要領

平成20年 月 日

地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、記者席及び一般席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴章 1の交付を受け、着用することにより、一般席で傍聴することができる。ただし、報道関係者は、記者傍聴整理簿 2に報道機関名及び氏名を記入することにより、記者席で傍聴することができる。

(傍聴章等の交付)

第4条 傍聴章は、委員会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿 3に住所、氏名及び年齢を記入することにより交付する。

(通用期日)

第5条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴する者の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴する者の定員は10人とする。

(傍聴章等の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1)会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。

(案)

(2)酒気を帯びていると認められる者。

(3)その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある
と認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、委員会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2)騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3)飲食又は喫煙を行わないこと。

(4)全各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第10条 傍聴人は、委員会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、委員会を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成20年 月 日から施行する。

(案)

1 (傍聴章の例)

地方独立行政法人 神戸市民病院機構 評価委員会
傍 聴 章
No. 1

2 (記者傍聴整理簿の例)

平成 年 月 日 () 平成 年度地方独立行政法人神戸市民病院機構
評価委員会 第 回会議 傍聴整理簿

番 号	氏 名	報道機関名
1		
2		
3		
⋮		
10		

3 (傍聴整理簿の例)

平成 年 月 日 () 平成 年度地方独立行政法人神戸市民病院機構
評価委員会 第 回会議 傍聴整理簿

番 号	氏 名	年 齢	住 所	電話番号	返 還
1					
2					
3					
⋮					
10					